

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：大洋州地域太平洋島嶼国等における海洋温度差発電および久米島モデル展開に係る情報収集・確認調査 (QCBS)

調達管理番号：23a00316

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年7月5日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年7月5日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：大洋州地域太平洋島嶼国等における海洋温度差発電および久米島モデル展開に係る情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2023年9月～2024年8月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Nomura.Junko2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 資源・エネルギーグループ第一チーム

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 7月 11日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 7月 19日 12時
3	質問への回答 7月11日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年 7月 14日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年 7月 24日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023年 7月 28日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 8月 8日 10時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE ） ※2023年7月から申込方法が変わりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/information_230324.pdf）

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス

3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/information_230324.pdf)

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4 (3) 別見積について」のうち、1) ~ 4) の経費と5) ~ 6) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
（[URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html](https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html)）

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・

別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\textcircled{1} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\textcircled{2} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.(2)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額(N)：価格評価点＝(上限額×0.8)/N×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点及び価格評価点をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点)＝(技術評価点)×0.8＋(価格評価点)×0.2

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額(消費税抜き)は上記4.(3)日程に記載の日時に開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格とさせていただきます。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が高かった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点があり、更にその内複数の技術評価点が高かった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記4.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙1「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「大洋州地域太平洋島嶼国等における海洋温度差発電および久米島モデル展開に係る情報収集・確認調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

島嶼国では多くの国がディーゼル発電に頼っているが、ウクライナ侵攻や輸送コストの高騰により、電気料金が高騰傾向にある（パラオ：47/kWh、ソロモン：79¢/kWh、日本：20¢/kWh）。このため、太陽光や風力などの再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）への転換が進んでいる。一方で、変動性再エネの割合が高くなると、系統安定化のための調整力（蓄電池や揚水）やバックアップ電源の設置が必要となり、発電コストが増加する。このため、二酸化炭素を排出しない安価なベースロード電源の導入がカーボンニュートラルを実現するための鍵となる。このような中、島嶼国・地域によるカーボンニュートラルへの取り組みの一つとして、久米島町と佐賀大学が中心となり、100kWの海洋温度差発電（Ocean Thermal Energy Conversion, 以下「OTEC」という。）の実証事業が10年間実施されている。久米島では発電のみならず、海洋深層水を多段階利用した複合産業（車エビ・牡蠣・海ブドウの養殖、微細藻類・葉野菜の栽培、化粧品製造・販売等）が興っており、140名（島人口7,000名）の雇用を創出していると共に、年間25億円の売上を達成している。発電コストは、約26～33¢/kWhと試算されているが、海洋深層水販売による売上を考慮すると、約11¢/kWhとなる見込み。島嶼国は安価な電源と共に、産業を必要としており、久米島モデル普及への期待が高まっている。加えて、島嶼部での課題であるみず不足に対しても、海洋深層水の活用（淡水化による飲料水供給）が期待できる。久米島での実証は最終段階で商用化に向けた動きが活発化しており、民間がビジネス展開を検討し始めている。

このような状況下、久米島モデルの島嶼国への普及の可能性を検討すると共に、まずはパラオへの1MWの海洋温度差発電設備の実機導入を念頭に本調査を実施する。取水管設置に約80億円、発電プラントに約30億円要する可能性があることから、他ドナーや民間との連携を前提に、無償資金協力の可能性についても検討する。

第3条 調査の目的と範囲

受注者は、「第4条 調査実施の留意事項」に配慮しつつ、「第5条 調査の内容」に示す業務を行い、「第6条 報告書等」に示す報告書等を作成する。なお、調査の実

施に当たっては、発注者と協議の上、日本への招へい事業サポート等を通じてパラオ側に久米島モデルを理解してもらいつつ、適地候補の絞り込みや具体的なビジネスモデル提案、経済性分析・評価等を行う。

第4条 調査実施の留意事項

(1) 国際枠組み・潮流

本調査において、久米島モデルの太平洋島嶼国等における展開に向けたビジネススキームおよび経済性の検討に際しては、持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定といった国際的な枠組みに十分留意すること。具体的には、対象国の政策枠組みにおいて、エネルギーの脱・低炭素化への取り組みを進めつつ、如何に安価なエネルギーの安定供給と両立していくか、また、経済性の確立においては、エネルギー分野のみでなく、産業振興と如何に連携し収益性を確保するかという視点が求められる。また、2024年に開催予定の太平洋・島サミット（PALM）10での打ち出し方を踏まえつつ、調査工程を検討する。

(2) 適地整理および渡航対象国について

大学や他機関の過去の調査結果から、久米島モデル展開の候補地としてはパラオが最有力候補であり、パラオに焦点をあてて現地調査を行い、分析を行うことを想定。その他対象国については、ソロモン・東ティモール・モルディブの3カ国について、机上での調査を実施することとする。

(3) 他機関との連携

本調査を実施するにあたっては、発注者や日本の産学官（特に久米島町や佐賀大学、ビジネス展開を検討している民間企業）のこれまでの協力資産を最大限活用しつつ、外務省の国別方針、発注者の国別支援方針（JCAP）等をとの整合に留意する。開発シナリオ案を効果的に進めるために必要となる協力事業の成果／効果（アウトプット）、実社会でのインパクト（アウトカム）を因果関係により整理する。形式はJICAの「事業マネジメントハンドブック」にあるプログラムマネジメントの枠組みを想定する。また、第2条に記載の通り、取水・発電設備の導入資金の調達先検討のため、米国や台湾、豪州等の基金と連携に向けた意見交換を行う。

(4) コロナ禍・ウクライナ侵攻の影響の考え方

本調査では、エネルギー・電力セクターにおけるコロナ禍およびロシアのウクライナ侵攻による影響を勘案したうえで、短期・中長期の視点から課題を分析する。短期的な課題としては、ディーゼル燃料価格高騰による電気料金の引き上げや補助金の拡大による国家財政や公営事業体の収益悪化、計画していた設備投資の繰り延べなどへの対応が想定される。中長期的には、エネルギーセキュリティ確保やエネルギーミックスの最適化の考え方の見直し、エネルギー需要の構造的変化への対応などへの対応が想定される。これら課題については机上調査をもとに仮説を形成し、現地における情報収集や政府・事業関係者との意見交換を踏まえて検証すること。

第5条 調査の内容

1. パラオ、ソロモン、東ティモール、モルディブにおける OTEC 適地の整理

上記四か国を対象に、以下の自然条件を確認の上、域内の OTEC 適地を提案する。自然条件は既存調査がある範囲内（国内での机上調査を想定）で確認することとし、当該情報がない地点での適地整理は行わない。

- (1) 海底地形調査：上記4カ国周辺の海底地形
- (2) 温度分布調査：(1)で適地と見込まれる地点での温度分布（温度差発電に適した表層水と深層水の温度差）
- (3) 海流調査：(1)で適地と見込まれる地点での海流

2. パラオにおける陸上 OTEC 適地及び自然条件調査の提案

パラオを対象に、以下の自然条件等を確認の上、陸上 OTEC の適地の絞り込みと優先付けを行う。自然条件は基本的には既存調査がある範囲内で確認することとするが、既存調査の範囲で十分確認できない場合には、現地調査の時期・日数・人数を検討し、JICA と協議の上決定する。

- (1) 海底地形調査：パラオ周辺の海底地形
- (2) 温度分布調査：(1)で適地と見込まれる地点での温度分布（温度差発電に適した表層水と深層水の温度差）
- (3) 海流調査：(1)で適地と見込まれる地点での海流
- (4) 国立公園、保護区等の確認：OTEC および周辺産業の導入・開発に際し、対象地域周辺の国立公園や保護区の立地・保護条件について情報収集を実施。特に取水管敷設に際しては、サンゴ礁保護区（含、保護区の境界線）等について確認を実施する。

また本調査の後、パラオで陸上 OTEC を設置する場合に、必要となる自然条件調査とそれぞれの調査の委託先（現地の海洋研究関連の大学や研究機関等）を確認・提案する。

3. 施設計画・工法²

- (1) 上記2. で最適とした適地で 1MW の OTEC を設置する場合の、施設・整備・設置の概略案と概算費用を提案する。その場合、既存送電線までの距離や連携接続コストも考慮に入れること。
- (2) 世界の取水管設置工事の工法を確認・整理し、コスト面及び環境社会配慮面で妥当な工法を提案する。国やメーカーによって工法やコストに差異があると認識。可能性のある機器・建設メーカーから複数見積を取得し比較・検証すること。

上記(1)(2)の業務は現地再委託を可とする。

² (2)の取水管敷設について、比較対象・評価方法等についてプロポーザルで提案してください。

4. パラオに適したビジネスモデルの提案

以下を確認の上、パラオに適したビジネスモデルの提案を行う。

- (1) 関連するパラオの政策・制度：特にエネルギー・トランジションやカーボンニュートラルに向けた政策や制度を確認。
- (2) パラオの電力・産業・上水道状況：現状のパラオ全体および各島・州における電源構成と今後の計画、産業構成、上下水道の状況・計画を把握。
- (3) パラオの実施能力：関連省庁・公社、および研究機関や民間事業者（内資/外資）の活動状況やポテンシャルを調査。
- (4) 民間事業者の動向：海洋深層水を利用してビジネス展開しようとする民間（パラオ/第三国）の動向を現地調査やヒアリングにて把握。
- (5) マーケット調査：海洋深層水を利用して生産される商品（海産物や化粧品など）の国内需要や輸出の可能性を分析。
- (6) エンドユーザーと政府による費用負担：現状の電力料金・水道料金と政府補助金の状況を確認し、久米島モデルを導入した場合の経済性を確保するための条件をオプション毎に試算・整理。
- (7) 各モデルの経済性分析・評価：(1)～(6)を踏まえ、パラオにて久米島モデルを展開する場合の経済性分析・評価を短期（10年以下）、中長期に分けて検討。その際、売電やディーゼル燃料の焚き減らし等による余剰収益の2号機以降の導入に向けた積立（初号機は資金援助による導入を想定、初号機導入による運転コスト低減分を次号機納入に向け積み立て）も考慮すること。
- (8) 他ドナーの動向（含、援助機関・民間）：米国、アジア、豪州等のドナーおよび民間事業者によるパラオへの支援状況を確認。
- (9) (1)から(8)の結果を踏まえ、海洋深層水供給、発電、深層水利用（養殖・化粧品など給水以外）、給水の4段階毎に、官民いずれを実施主体にすべきか提案。

5. 深層水を活用した養殖

- (1) 養殖研究や微細藻類研究を日本/第三国の民間、あるいは研究機関が実施する上で、カウンターパートとなり得る現地の大学・研究機関を、組織体制、人材レベル、機材の観点から、確認・提案する。
- (2) パラオ国内のリソースを活用して、現地の微細藻類を採取し、サンプル分析を行う。なお、本業務は現地リソースに再委託³して実施することを可とする。

6. 資金調達計画

OTEC 及び深層水供給設備を設置するのに必要な資金の調達計画を提案する。特に Green Climate Fund の可能性を模索することとし、申請プロセスや必要な手続き、留意事項について整理する。

³ 微細藻類の活用（バイオ燃料、海洋養殖の餌等）を視野に、現地で左記に利用可能な微細藻類の確認を実施するための調査内容および委託先の候補について、プロポーザで提案してください。

7. 本邦招へいサポート

久米島モデルに対する理解と自国への適用について検討することをテーマとして、久米島モデル導入の適地候補国の、将来カウンターパートとなりうる組織から10名程度を佐賀および久米島に招へいを予定（2023年の10月中旬以降、1週間程度を想定）⁴。招へい時の行程作成や視察時の同行・案内を支援する。

8. 環境社会配慮調査の提案

1MWのOTEC設備（含、取水管）を設置することを念頭に、環境社会影響項目のスコoping案及び環境社会配慮調査項目・手法の提案、パラオ関連法制度の確認を行う。特に陸上OTECの取水管敷設や海洋深層水利用・排水に際し、パラオ関連法制度及び国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月版）との整合性に留意する。

第6条 報告書等

本調査の成果品はファイナルレポートとし、成果品提出期限は2024年8月下旬としますが、中間報告は2024年3月頃に実施すること。中間・最終報告会については現地での実施も可とする（1回/20名程度/半日/場所は受注者提案とする）。なお報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1）報告書

- インセプションレポート（簡易製本）
記載事項：業務の基本方針、業務方法、作業工程、要員計画
提出時期：業務開始後1ヶ月後頃
提出部数：和文2部
- プロGRESSレポート（簡易製本）
記載事項：各国プロファイル、一部現地調査報告
提出時期：業務開始後6ヶ月後を目途とする。
提出部数：和文2部
- ファイナルレポート
記載事項：全業務結果
提出時期：2024年8月下旬
提出部数：和文2部、英文2部、CD-R2枚

ファイナルレポートの巻頭には10ページ程度にまとめた要約を含めることとする。なお、関係者との円滑な協議の促進を目的として、必要に応じて適宜プレゼンテーション資料や概要版を作成すること。

（2）その他提出物

- 議事録等
関係機関（国内外）との面談及び各種説明・協議にかかる議事録を作成し、発注者に提出する。発注者との関連会議・検討会については、少なくとも3営業日前までに配布資料を発注者に提出すること。

⁴ 視察ルート、日程、内容を海洋温度差発電の実証機や深層水利用ビジネスの視察、事業者との交流等を含め提案してください。

- その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に、必要な資料や各報告書の和文要約等、発注者が必要と認め報告を求めたものについて提示する。

(3) 報告書の印刷仕様・調査報告書作成にあたっての留意事項

各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。

レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。ファイナルレポート以外の報告書は簡易製本により作成することとし、紙質等の印刷仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に準拠すること。

レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

<報告書目次案>

第1章 海洋温度差発電および久米島モデルの概要

第2章 太平洋島嶼国の電力・エネルギーおよび産業の概要・課題

第3章 適地選定および候補地に適した施設・工法の検討

第4章 適地候補におけるビジネスモデルの検討および経済性分析・評価

(含、層水を活用した養殖事業開発の可能性検討)

第5章 環境社会配慮調査における調査項目および方法の提案

第6章 今後の協力の方向性についての提言

注) 本目次案は発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	OTECの施設計画・工法の検討に係る再委託	第5条.3 施工計画・工法
2	現地微細藻類の採取・分析に係る再委託	第5条.5 深層水を活用した養殖
3	本邦招へいを実施する場合 テーマ、期間、回数、対象人数及び対象機関、研修実施国(地域)	第5条.7 本邦招へいサポート

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1) 類似業務の経験
評価対象とする類似業務：島嶼国におけるエネルギー開発
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
 - 3) その他参考となる情報
- (2) 業務の実施方針等
 - 1) 業務実施の基本方針
 - 2) 業務実施の方法
1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。
 - 3) 作業計画
 - 4) 要員計画
 - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
 - 6) 現地業務に必要な資機材
 - 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
 - 8) その他
- (3) 業務従事予定者の経験、能力
 - 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数
別紙2「プロポーザル評価配点表」の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。
 - ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - 業務主任者/久米島モデル
 - ビジネスモデル構築/経済性分析・評価
 - OTEC設備/電力/工法
 - ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 5.35 人月
 - 2) 業務経験分野等
各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。
【業務主任者（業務主任者／久米島モデル）】
 - ① 類似業務経験の分野：エネルギー開発計画（含、海洋温度差発電の利用）
にかかると各種業務
 - ② 対象国及び類似地域：太平洋島嶼国

③ 語学能力：英語

【業務従事者：ビジネスモデル構築/経済性分析・評価】

- ① 類似業務経験の分野：シナリオ分析/経済性分析・評価に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【業務従事者：OTEC 設備/電力/工法】

- ① 類似業務経験の分野：OTEC 或いは類似プラントの設備/電力/工法検討に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：太平洋島嶼国
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年9月下旬～2024年8月下旬（約12ヵ月間）

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 12.70 人月（現地：4.2 人月、国内：8.5 人月）

本邦招へいに関する業務人月（国内 0.2 人月程度 3 号想定）を含む。

なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連し JICA が契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- 業務主任者/久米島モデル（2号）
- ビジネスモデル/経済性分析・評価（3号）
- OTEC 設備/電力/工法（3号）
- 海洋深層水利用/養殖
- 資金調達計画
- 給水計画
- 環境社会配慮

3) 渡航回数を目途 全 18 回（パラオ国への渡航を予定）

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域および第三国の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- OTEC 設備/電力/工法
- 現地微細藻類の採取・分析

(4) 対象国の便宜供与

関係機関との面談に係る設定については、必要に応じ JICA 事務所の支援を受けることが可能である。カウンターパート・通訳の配置、執務スペースの提供、備品及び wi-fi などについての提供はない。

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無
7	関係先との面談調整	有（必要に応じ）

(5) 安全管理

現地調査は、JICA の安全管理措置に従って調査を行うこととする。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象

外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

46,758,000円（税抜）

なお、定額計上分 8,299,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) 上限額を超える別提案に関する経費
- 6) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	OTEC 施設計画・工法の調査・検討に係る経費	第2章 特記仕様書案 第5条.3	2,500,000 円	再委託費	直接経費
2	現地微細藻類のサンプル採取・分析	第2章 特記仕様書案 第5条.5.(2)	5,000,000 円	再委託費	直接経費
3	招へい	第3条調査の目的と範囲	679,000 円	報酬	報酬
4	招へい	第3条調査の目的と範囲	120,000 円	国内業務費	国内業務費

(5) 見積価格について、

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICA の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。以下以外の国への渡航については、プロジェクト開始後別途発注者と相談の上決定することとする。

【パラオ】標準渡航経路

東京⇒グアム⇒パラオ（ユナイテッド航空）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙2：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/久米島モデル</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇〇〇</u>	(-)	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
(2) 業務従事者の経験・能力: <u>ビジネスモデル構築/経済性分析・評価</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力: <u>OTEC 設備/電力/工法</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	

イ) 対象国・地域での業務経験	1
ウ) 語学力	2
エ) その他学位、資格等	3